

コーポレートガバナンスガイドライン

平成 28 年 7 月 1 日 施行

平成 29 年 6 月 26 日 改定

平成 30 年 6 月 25 日 改定

令和 2 年 7 月 1 日 改定

扶桑化学工業株式会社

【序文】

当社は、1957年の創業・設立以来、「限りなき進歩と創造」の下、染・顔料中間体や医・農薬中間体の製造、樹脂添加物の製造、リンゴ酸を中心とした食品添加物の製造そして半導体産業向けコロイダルシリカの製造、と新たな事業分野への展開を続けてきました。

また、当社は、やみくもに企業規模を競うのではなく、製品として市場No.1、市場における『金メダル製品』の供給を目指してきました。『金メダル製品』であるためには、スピード、コスト、クオリティが高次元でバランス良く調和している必要があります。当社は、『金メダル製品』を供給することを通じて、信用を積み重ねてきました。

新しい事業分野への進出や、『金メダル製品』の供給には、株主をはじめとする多くのステークホルダーの皆様からの信頼に基づくご支援とご協力があったからこそ成し遂げられたものと、当社は認識しています。

当社は、当社のこれまでの歴史に誇りを持ちながらも、現状に安住することなく常に未来を見据え、信用を重んじる活動を継続することによって、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼される企業として、持続的な成長と企業価値を創出していきます。

【基本原則 2】

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本ガイドラインは、扶桑化学工業株式会社（以下、「当社」という）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と枠組みを定めることにより、当社があらゆるステークホルダーから信頼を受けつつ、持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的とする。

(経営理念)

第2条 当社は、以下の社是、経営信条を経営理念とし、社内外への周知および浸透を図る。

【原則 2-1、原則 3-1 (i)】

- ※ 社是 『限りなき進歩と創造』
- ※ 経営信条
 - 一、信用を重んじ確実を旨とする
 - 一、技術を通じて国家社会に貢献し
 - 一、社業の繁栄によって従業員の豊かさを築く

※ 品質方針

『スピード、コスト、クオリティの金メダルを目指す』

※ 環境方針

『当社は、技術を通じて世界に高品質の製品を供給するとともに、企業の社会的責任を認識し、環境保護と環境汚染の予防に努め、社是「限りなき進歩と創造」を推進する。』

(コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方)

第3条 当社は、経営理念並びに品質方針及び環境方針に基づく事業活動を推進することを通じて、国家・社会への貢献と当社の持続的な成長および企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレートガバナンスに関わる体制を整備し、コーポレートガバナンスの実効性・有効性を継続的に改善し、高めることを基本とする。

【原則 2-1、原則 3-1 (ii)】

(資本政策の基本的な方針)

第4条 当社は、中長期的に企業価値を高めることを目的に、財務の安定性に配慮しつつ、収益力と資本効率の向上を目指す。

【原則 1-3】

(政策保有株式)

第5条 当社は、取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、中長期的に見て企業価値の向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を取得し、保有する。また、取引の経済合理性を十分に検証したうえで、取引を継続し、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

【原則 1-4、原則 1-4②】

2. 毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証した内容に関しては、開示を行う。また、重要度が低下している場合は、株式市場の動向を見ながら売却する。

【原則 1-4、原則 1-4②】

3. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることや取引の縮減を示唆する行為などは行わない。

【原則 1-4①】

4. 政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、以下の基準に沿った対応を行う。

【原則 1-4】

- ① 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断する。
- ② 株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対する。
- ③ 継続的に投資収益が著しく低い企業で、業務不振が続いており、改善傾向にない場合、また反社会的行為・法令違反が見られた取締役等には反対票を投じる。

【原則 1-4②】

第2章 株主との関係

(取締役の受託者責任)

- 第6条 当社の取締役は、株主から経営を付託された者としての受託者責任を有する。当社の取締役は、この受託者責任を全うするために、関係するステークホルダーの信頼を受けるべく、必要な情報の公表に努めることにより、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。

【原則 4-5】

(株主の権利の保護)

- 第7条 当社は、少数株主および外国人株主を含む全ての株主の権利を実質的に確保する。

また当社は、株主に対して、株式数に応じた株主権利の制限を除き、平等に対応し、特定の株主に対して特別の便宜を供与することを行わない。

【基本原則 1、原則 1-1】

2. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資等の資本政策を実施する場合には、取締役会においてその必要性を十分に検討したうえで、必要な情報を迅速に開示する。

【原則 1-6】

3. 当社は、株式取扱規程その他の文書を整備し、株主が円滑に権利を行使できるように、手順等を整備する。

【補充原則 1-1-3】

(株主構造の把握)

第8条 当社は、毎年3月末時点、9月末時点、および当社が必要と判断した時点における株主名簿を分析し、株主名簿上の株主構造の把握を行う。

【補充原則 5-1-3】

(買収防衛策)

第9条 当社は、当社の企業価値や株主共同の利益の確保や向上に反しない場合は、買収防衛策の導入を行わない。

2. 当社の株式が公開買付けに付された場合は、株主の利益に多大な影響を与えることが考えられるため、対抗措置の提案を含めた取締役会の考え方を公表する。

ただし、株主が公開買付けに応じる等の自己の株式を売買する行為を妨げることは、行わない。

【原則 1-5、補充原則 1-5-①】

(関連当事者取引)

第10条 当社は、株主の利益を保護するため、当社取締役や主要株主およびその親族などの当社関連当事者との取引を管理する手順を定め、運用する。

2. 関連当事者との取引は、関連当事者取引管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を受けてから行う。
3. 取締役会は、毎事業年度初めに、関連当事者との取引の有無を調査し、取引の継続の必要性について、確認を行う。

【原則 1-7】

(株主との対話)

第11条 当社は、以下の施策により、株主との建設的な対話を促進し、株主から理解を得られるように努める。

- ① 当社は、管理本部長を情報取扱責任者とし、管理部門内にIR担当を置く。
- ② 当社は、原則として半期ごとに、証券アナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催し、また投資家訪問を実施する。決算説明会では、資料に基づいて、経営戦略や経営計画値およびその進捗状況を報告する。

- ③ 決算説明会に使用した資料は、説明会終了後に、当社ホームページにて開示する。
- ④ 株主等から個別に申し込まれた対話については、管理部門 I R 担当が、申し入れの目的や対話の重要性を判断して、応対者の調整を含め、対応する。
- ⑤ 株主や機関投資家から寄せられた懸念や要望は、I R 担当者が集約し、管理本部長を通じて、取締役会に報告し、経営に反映する。
- ⑥ 当社は、インサイダー情報の管理を徹底し、株主への公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から決算公表日まで、決算情報をはじめとする各種情報の沈黙期間とし、当該期間中の決算に影響する情報の開示を行わない。
- ⑦ 適切な情報開示のために、社内各部門は協力する。

【基本原則 5、原則 5-1、補充原則 5-1-1、補充原則 5-1-2、原則 5-2】

(株主総会)

第 12 条 当社は、株主総会が当社における最高の意思決定機関であるとの認識に基づき、株主が適切に議決権を行使できるよう、以下のように環境の整備を行う。

【原則 1-2】

- ① 株主が、株主総会において適切な判断を行うことに資する情報は適確に提供する。

【原則 1-2-1】

- ② より多くの株主に株主総会に出席していただくために、適切な総会会場および開催日程を設定する。

【補充原則 1-2-3】

- ③ 招集通知は、法定期間を遵守し、可能な限り早く作成し、発送前に早期にウェブ上で開示する。

【補充原則 1-2-2】

- 2. 当社は、株主名簿に記載された株主のみが、株主総会において議決権を行使できる、という考え方に立つ。したがって、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の株主総会での直接的な議決権行使は、認めない。

ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会の傍聴の希望がある場合は、当社は信託銀行と協議する。

【補充原則 1-2-5】

3. 当社は、株主総会後に議決権の行使結果について、集計し、賛否割合を判定する。反対意見が多いと判断した議案については、機関投資家が公表している議決権行使基準に照らし合わせる等をして、反対要因の分析を行い、次年度以降の報告事項や決議事項の参考にする。

【補充原則 1-1-1】

第3章 ステークホルダーとの関係 (行動規範)

第13条 当社は、経営理念を基礎に、コンプライアンスを重視し、地球環境との共生や顧客・供給業者・業界・従業員・社会・行政等との共生を示した『扶桑化学グループの行動規範』を定め、社内に周知を図る。

【原則 2-2】

2. 当社の業務執行取締役は、ステークホルダーの権利や立場を尊重し、健全な企業倫理を重視する企業風土の育成に努める。

【基本原則 2】

(情報開示)

第14条 当社は、国内外の株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに信頼され、良好な協業体制を築くために、財務情報、非財務情報に関わらず、積極的開示に取り組む。

【基本原則 3】

2. 当社が情報を開示するに当たっては、様式や形式が法令等により定められている、もしくは推奨されている場合には、当該様式・形式を使用する。そのような様式・形式が無い場合には、明瞭かつ正確に伝わるような表現、形式であるように努める。

【補充原則 3-1-1】

3. 当社は、現在は英語その他の言語での情報開示に対応していないが、今後、必要性を真摯に検討し、合理的な範囲で、可能な限りこれを行うように努める。

【補充原則 1-2-4、補充原則 3-1-2】

(サステナビリティ)

第15条 当社は、経営理念等に基づき、地球環境の保全や持続可能な社会の実現について、事業活動に関わる課題に誠実に対応する。

【原則 2-3、補充原則 2-3-1】

(サプライヤー)

第 16 条 当社は、法令を遵守していることはもとより、環境や人権への配慮を含めた調達活動を、推進する。

(ダイバーシティー)

第 17 条 当社は、各種の制度の整備や海外子会社との連携を通じて、女性や障害者の活躍促進を含む、社内人材の多様性確保に取り組む。

【原則 2-4】

(企業年金)

第 18 条 当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託する。

2. 運用機関からは定期的に報告を受けるとともに、運用の目標が十分達成できているか、必要に応じた資産構成の見直しが行われているか、利益相反が適切に管理されているか等を、社内専門部門がモニタリングを行い、課題の改善に向けた取組みを促す。

3. 確定給付企業年金に係わる業務概況については、年に一回、社内開示する。

【原則 2-6】

(内部通報)

第 19 条 当社は、法令に反する行為等を早期に発見し是正するために、内部通報制度を運営する。

制度およびその運営については、内部通報規程に定める。

【原則 2-5】

2. ヘルプラインの受付窓口は、社内だけではなく、顧問弁護士および顧問社会保険労務士にも設置する。

また、会社は、通報者が希望した場合には、通報者名を秘密にするなどの保護策を実施し、通報者に対して、不利益な取扱いをしない。

【補充原則 2-5-1】

第 4 章 コーポレートガバナンスの体制

(取締役会の構成)

第 20 条 取締役会は、定款に従い、10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）と 7 名以内の監査等委員である取締役で構成する。

2. 取締役会は、当社の事業に対して専門的な知見を有し業務執行に携わ

る取締役、企業経営や会社法務その他に見識を持つ社外取締役および監査等委員である取締役から構成する。

【原則 4-11、補充原則 4-11-1】

3. 社外取締役および監査等委員である取締役は、それぞれの知見に基づく発言や指摘を行い、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督を確保する。

【原則 4-6】

(取締役会の役割・責務)

第 21 条 取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下のことを実施する。

- ① 当社の経営理念並びに品質方針及び環境方針を実現するための、企業戦略を立案し、経営計画を策定する。

【基本原則 4、原則 4-1】

- ② 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、業務執行取締役を含めた各職位、取締役会を含めた各組織の責任と権限を明確にする。

- ③ 業務執行取締役への業務の委託とその執行状況について監督する。

【基本原則 4、原則 4-1、補充原則 4-1-1、原則 4-2】

- ④ 経営計画の進捗状況の株主への報告、および未達の場合の株主への説明と新たな課題を提示する。

【補充原則 4-1-2】

- ⑤ 最高経営責任者を含む、業務執行取締役等の後継者の育成について検討する。

【補充原則 4-1-3】

- ⑥ 適時かつ精確な情報開示が行われるように監督する。

- ⑦ 内部統制やリスク管理体制を整備する。

- ⑧ 関連当事者と会社の間が生じる利益相反取引を管理・監督する。

【原則 4-3】

(取締役会の運営)

第 22 条 当社は、取締役会における審議活性化のため、以下の方策を実施する。

- ① 取締役会は、年間会議スケジュールに従って、開催する。

必要が生じた場合には、年間会議スケジュールに関わらず、電磁

的手法その他により、取締役会を、随時開催する。

- ② 取締役会の開催に先立ち、所定の期日までに、議案を明記した招集通知と、議案に関連する資料を送付（送信）する。
- ③ 取締役会では、審議する案件について、十分な討議を行う。

【補充原則 4-12-1】

2. 各取締役は、取締役会において、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

【原則 4-12】

3. 常勤の取締役（監査等委員である取締役を含む）は、取締役会の開催前に会合を持ち、取締役会に提出する議案について、取締役会に上程すべき議案内容かの妥当性を審査し、資料に不足が無いかを確認する。資料に不足があった場合は、追加資料の作成を取締役会事務局に指示する。
また、取締役会に上程すべき事案の上程漏れが無いかについても、確認する。

【原則 4-13】

（取締役会の評価）

第 23 条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性について、分析、評価を行う。
評価結果については、その概要を開示する。

2. 取締役会の評価は、代表取締役を実施責任者、取締役を実施担当者とする。

【原則 4-11-3】

（取締役の役割および責務）

第 24 条 取締役は、株主からの受任の責務に鑑みて、善管注意義務と忠実義務を負う。

2. 取締役は、その職務を遂行するために、十分な情報の収集に努める。会社から提供された情報に不足があると判断する場合は、取締役会事務局を窓口として、社内各部から追加の情報の提出を要求することができる。

また、必要と考える場合には、外部の専門家の助言をうけることができる。この場合の費用は、当社が負担する。

【原則 4-13、補充原則 4-13-1、補充原則 4-13-2】

3. 取締役は、収集した情報に基づき、取締役会において積極的に意見を表明し、議論をつくり、決議する。

【原則 4-12】

(独立社外取締役)

第 25 条 当社は、社外取締役の内から、当社の「社外役員の独立性判断基準」(別紙 1 参照)に合致する取締役を、独立社外取締役とする。

【原則 4-9】

2. 当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を満たしており、かつ、実質的にも一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、客観的な立場で当社のガバナンス強化に貢献できる複数名の独立社外取締役を選任する。

【原則 4-8、原則 4-9】

3. 取締役会事務局は、独立社外取締役と業務執行取締役、監査等委員である取締役との連携に携わる。

【補充原則 4-8-2】

(独立社外取締役の役割・責務)

第 26 条 独立社外取締役は、第 25 条に定める取締役としての役割・責務に加え、独立役員として、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するため、特に以下の役割を果たす。

- ① 自らの知見に基づく、当社の経営方針や経営の改善への助言。
- ② 取締役会による重要な意思決定への関与を通じての、経営の監督。
- ③ 当社と、取締役または大株主との利益相反取引の監督。
- ④ 少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の代弁。

【原則 4-7】

- ⑤ 取締役の選任や報酬の決定に際しての、業績その他に照らし合わせての意見の表明。

【補充原則 4-3-1、補充原則 4-10-1】

2. 独立社外取締役は、他の社外取締役や監査等委員である取締役と定期、不定期に会合し、情報交換や認識の共有化を図る。

【補充原則 4-4-1、原則 4-8-1】

(監査等委員会の構成)

第 27 条 当社の監査等委員会は、定款に従い、7 名以内の取締役で構成する。

2. 監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
また、監査等委員会の決議により、常勤の委員を選任する。
3. 取締役のうち最低一人は、財務・会計・法務に関して適切な知見を有している者とする。

【原則 4-11】

(監査等委員会の責務)

第 28 条 監査等委員会は、業務および会計に関して調査権限を有する機関として、取締役の職務の執行状況を監査する。

2. 監査等委員である常勤取締役は、各種の会議への出席、内部監査部門や外部会計監査人および社外取締役との連携などを通じて、情報を収集し、監査の実効性を高める。
また、財務報告に係る内部統制を含め、内部統制システムの整備および運用状況について、監査する。

【原則 4-4、補充原則 4-4-1】

(取締役のトレーニング)

第 29 条 当社は、取締役が、その役割および責務を果たすことができるように、以下のような研修等を行う。

- ① 新任の取締役については、取締役として遵守すべき法的知識、コンプライアンス、ガバナンス、財務経理に関する研修を行う。
ただし、これらについて既に知見を有している場合は、該当する研修等を省くことがある。
 - ② 社外から招聘した取締役については、当社が属する業界、保有する設備や技術等に関する研修その他を行う。
 - ③ 年に 1~2 回、カレントトピックを含む特定テーマについて、外部専門家等による研修を行う。
2. 取締役は、必要に応じて社外セミナーや勉強会に参加し、知識の向上や更新、人的ネットワークの構築に努める。
 3. 取締役の研修等に要する費用は、当社がこれを負担する。

【原則 4-14、補充原則 4-14-1、補充原則 4-14-2】

(取締役の兼任開示)

第 30 条 取締役の兼職状況は、株主総会招集通知その他により公表する。

【補充原則 4-11-2】

(取締役の報酬)

第 31 条 当社における役員報酬は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経済情勢等を考慮して決定する。
代表取締役および管理本部長は、取締役の報酬案を作成し、人事報酬

諮問委員会に諮問する。その結果は取締役会に答申され、取締役会の決議により決定される。

【原則 3-1 (iii)】

2. 当社における役員報酬は、基本報酬と年次の業績に応じて変動する賞与部分から構成する。

【原則 4-2、補充原則 4-2-1】

(取締役の選解任)

第 32 条 当社は、取締役を選任するにあたり、法律を遵守することは勿論のこと高い道徳性を有すること、取締役としての職責に対する理解と果たす意識があること、取締役としての職責を果たすことができる時間・労力を有していることを前提とする。

2. 当社は、取締役の候補者を選任するにあたっては、取締役会が全体として保有する、事業、企業経営、財務、法務等の知識のバランスを考慮する。
3. 選解任においては、代表取締役および管理本部長が検討し、取締役会として指名又は解任理由と経緯等を説明の上、過半数の社外取締役を含む人事報酬諮問委員会に諮問する。人事報酬諮問委員会は、その独立的な立場から、客観的な審議を経て、取締役会に答申し、取締役会では人事報酬諮問委員会での答申内容を審議後、決議により選解任する。なお、監査等委員候補の選出にあたっては、監査等委員会の同意を必要とする。

【原則 3-1 (iv)、補充原則 4-11-1、補充原則 4-11-2】

(外部会計監査人)

第 33 条 当社は、外部会計監査人が適正な監査を実施するために、以下の対応を行う。

- ① 外部会計監査人と協議し、十分な監査時間を確保する。
- ② 外部会計監査人が希望した場合、代表取締役や業務執行取締役との面談時間を確保する。
- ③ 外部会計監査人が監査を実施するにあたって、監査等委員である、内部監査部門および経理部門は、情報の提供や面談を通じて連携する。
- ④ 外部会計監査人が不備・不正を指摘した場合、管理本部長を通じて取締役会に報告し、是正を行う。是正の妥当性および有効性の確認は、監査等委員会や内部監査部門が行う。

【原則 3-2、補充原則 3-2-2】

2. 監査等委員会は、日本監査役協会の指針等に基づき、外部会計監査人を評価する基準を策定し、外部会計監査人との面談や監査報告書を通じて、評価を行う。

【補充原則 3-2-1】

(任意の仕組み：コンプライアンス委員会)

第 34 条 当社は、代表取締役を委員長とし、監査等委員でない常勤取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、以下の活動を行う。

【原則 4-10】

- ① 内部統制やリスク管理体制の構築状況や運用状況についてレビューし、その有効性を維持・管理する。

【補充原則 4-3-2】

- ② 行動規範の実践状況について、行動規範の根底となる理念の定着化の観点を含めて、レビューを行う。

【補充原則 2-2-1】

- ③ 内部通報があった際には、必要事項の調査および対策の立案・実施を監督する。

【原則 2-5】

(任意の仕組み 2：内部監査情報の共有)

第 35 条 監査等委員である常勤取締役、管理本部長および内部監査部門は、定期的に会合を開き、内部監査部門が監査を通じて収集した情報を共有する。

2. 社外取締役は、随時、内部監査部門から、内部監査部門が所持している情報の提供を受けることができる。

【原則 4-10、補充原則 4-13-3】

附則

第 1 条 本ガイドラインは、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 本ガイドラインの改廃は、取締役会決議による。

ただし、取締役会で決議された事項に附随する変更や、記述内容の明確化のための字句修正等の軽微な変更については、代表取締役社長の決裁とする。

【別紙1】社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接又は間接に10%以上の当社の議決権を保有）又は主要株主が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接又は間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（※5）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付又は助成を受けている者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

（※1） 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2） 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を

超える支払いを、当社グループから受けた者。

- (※3) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。
- (※4) 多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。
- (※5) 主要金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。
- (※6) 重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員、②監査法人及び法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者をいう。